

とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例

平成 21 年 6 月 29 日公布

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 子育て支援・少子化対策の基本計画等（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 子育て支援・少子化対策に関する基本施策

第 1 節 家庭・地域における子育て支援（第 10 条—第 15 条）

第 2 節 職業生活と家庭生活との両立（第 16 条—第 19 条）

第 3 節 子どもの健やかな成長（第 20 条—第 28 条）

第 4 節 経済的負担の軽減（第 29 条）

第 4 章 子育て等の支援に関する気運の醸成等（第 30 条・第 31 条）

第 5 章 富山県子育て支援・少子化対策県民会議（第 32 条・第 33 条）

第 6 章 財政措置等（第 34 条—第 36 条）

附則

前 文

子どもは地域の宝であり、未来への希望である。子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会を実現することは、私たち県民の願いである。

本県には、美しく豊かな自然環境、多彩な歴史や文化、三世同居による家族の助け合い、住民の連帯感等の子育てや子どもの成長にとって恵まれた環境が保持されている。

しかしながら、近年、全国的には、核家族化、少子化の進行等により、家庭や地域の子どもを養育し、教育する力の低下が見られる等子どもが心身ともに健やかに成長する環境が失われつつあり、本県がその例外であるとはいえない。

このような状況に対処し、誰もが安心して子どもを生み、育てることができ、子どもを持つ喜びを実感できる環境を整備することは、地域社会を維持し、発展させるためにも不可欠である。

ここに、県民一人一人が、親から子へ、子から孫へ受け継がれる生命の尊厳、子どもを生み、育てることの意義や喜び、次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに成長することの重要性について認識を共有し、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら、子育て支援・少子化対策に県民総参加で取り組むため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、子育て支援・少子化対策について、基本理念を定め、並びに県、県民、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子育て支援・少子化対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進し、安心して子どもを

生み、育てることができ、かつ、次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を図り、もって地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子育て支援・少子化対策」とは、安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県若しくは市町村が講ずる施策又は県民、事業者等が行う取組をいう。

(基本理念)

第3条 子育て支援・少子化対策は、すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が支援を受けられるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 子育て支援・少子化対策は、父母その他の保護者（以下「保護者」という。）が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、子どもは次代の社会を担う者であることにかんがみ、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携し、及び協力して取り組むことを旨として、推進されなければならない。

3 子育て支援・少子化対策は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮して、推進されなければならない。

4 子育て支援・少子化対策は、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されること並びに子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されることを旨として、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める子育て支援・少子化対策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村との適切な役割分担並びに相互の連携の下に、県民、保護者及び事業者の協力を得て、子育て支援・少子化対策に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念について理解を深め、子どもの成長及び子育てについて関心を高めるとともに、子どもの心身ともに健やかな成長にとって望ましい社会の実現に資するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、生活の基盤である家庭において、深い愛情をもって、子どもを健やかに育てなければならない。

2 保護者は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努

めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 子育て支援・少子化対策の基本計画等

(子育て支援・少子化対策の基本計画)

第8条 知事は、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子育て支援・少子化対策に関する目標及び基本方針

(2) 子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項

(3) その他子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、富山県子育て支援・少子化対策県民会議の意見を聴くとともに、県民、保護者及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 子育て支援・少子化対策に関する基本施策

第1節 家庭・地域における子育て支援

(妊娠、出産及び子育てに関する情報提供等)

第10条 県は、子どもを生み、育てる者に対して、妊娠、出産及び子育てに関する情報の提供、専門的な相談の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(保育に係る取組等の充実等)

第11条 県は、市町村等が行う保育に係る取組、子育てに関する相談の実施、子ども及び保護者等が相互に交流できる場の提供その他の子育てを支援する取組の充実及び効果的な実施が図られるよう必要な支援に努めるものとする。

(子育てを支援する団体等の活動の促進)

第12条 県は、県民、保護者若しくは事業者又はこれらの者の組織する団体が行う子育てを支援する多様な活動を促進するため、情報の提供、相互の交流の機会の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第13条 県は、子どもを犯罪、交通事故その他の危害から守るための県民等の取組への支援、子ども及び子どもを生み、育てる者が安全で安心して生活することができる地域環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(母子保健に係る取組及び障害を有する子ども等に対する支援等)

第14条 県は、市町村が行う妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健に係る取組が効果的に実施されるよう必要な支援に努めるものとする。

2 県は、市町村と連携し、子どもの障害又は疾病を早期に発見し、かつ、これらに速やかに対応するとともに、障害を有し、又は疾病により療養を必要とする子ども及びその保護者等に対して、状況に応じた適切な支援が行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(周産期医療等の体制の整備及び不妊治療に係る情報の提供等)

第15条 県は、国及び市町村との適切な役割分担の下に、周産期医療及び小児医療の体制の整備を図るために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

2 県は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう不妊治療に係る情報の提供、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 職業生活と家庭生活との両立

(事業者等への広報活動等)

第16条 県は、子どもを生み、育てる者が職業生活と家庭生活とを両立することができるよう事業者、その雇用する者等の理解を深めるための広報活動の充実その他の必要な施策を推進するものとする。

(一般事業主行動計画の策定等)

第17条 県内に本店又は主たる事務所を有する一般事業主（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主をいう。以下この条及び次条において同じ。）であって、常時雇用する労働者の数が50人を超え100人以下のものは、同項に規定する一般事業主行動計画（以下この条及び次条において「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 県は、一般事業主が行動計画を円滑に策定できるよう情報の提供、助言、研修の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、行動計画を策定した一般事業主が当該行動計画を円滑に公表できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(雇用環境の整備の促進)

第18条 県は、行動計画を策定した一般事業主のうち、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実その他の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備を行う者に対し、当該雇用環境の整備が促進されるよう必要な支援に努めるものとする。

(就業支援)

第19条 県は、子どもを生み、育てるために離職した者又は経済的に自立して子どもを生み、育てることが困難な者が安定した職業に就くことができるよう、就業に関する相談、職業能力の開発の機会の提供、雇用の促進に関する事業者への啓発その他の必要な支援に努めるものとする。

第3節 子どもの健やかな成長

(子どもの権利及び利益の尊重)

第20条 県は、子どもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発活動に努めるとともに、子どもの意見が適切に反映されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(子どもに対する人権侵害の未然防止等)

第21条 県は、虐待、いじめその他の子どもに対する人権侵害を未然に防止し、又は早期に発見し、かつ、これに速やかに対応するため、市町村及び関係機関等と連携し、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(養護を要する子どもの福祉の充実等)

第22条 県は、養護を要する子どもの福祉の充実及び自立を図るため、必要な体制の整備に努めるとともに、児童養護施設その他の子どもを養育する施設及び里親に対する指導、助言、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(体験活動等の促進)

第23条 県は、子どもが心身ともに健やかに成長し、及び豊かな人間性をはぐくむことができるよう、地域における学習活動、自然体験活動その他の体験活動及び子どもと他の世代等との交流を促進するために必要な環境の整備に努めるものとする。

2 県は、市町村等が行う放課後において子どもが安全で安心して活動できる場の提供が、地域の実情に応じて実施されるよう必要な支援に努めるものとする。

(健全な食習慣の確立)

第24条 県は、子ども及び保護者が健全な食生活に必要な知識を習得し、及び食に関する適切な判断力を養うとともに、食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣を確立するよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(性、飲酒、喫煙、薬物等に対する正しい知識の普及等)

第25条 県は、市町村等と連携し、子どもに対し、性、飲酒、喫煙、薬物等に対する正しい知識の普及を図るとともに、子どもの心身ともに健やかな成長に資する良好な環境の整備、子どもの健康に関する相談体制の充実等に努めるものとする。

(家庭教育の向上に対する支援)

第26条 県は、市町村等と連携し、子どもを生子、育てる者に対し、家庭教育に関する学習の機会及び情報の提供その他家庭教育の向上を支援するために必要な施策を推進するものとする。

(生命の尊厳等に関する教育及び啓発)

第27条 県は、市町村等と連携し、生命の尊厳、子育ての意義、子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について、子ども及び子どもを生子、育てる者の理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

(子どもの自立心の育成)

第28条 県は、市町村、事業者等と連携し、子どもが将来において自立して社会生活を営み、及び家庭を築くことができるよう、自主、自律及び協同の精神、規範意識並びに勤労を重んずる態度を養うための体験学習の実施その他の必要な教育を推進するものとする。

第4節 経済的負担の軽減

(経済的負担の軽減)

第29条 県は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、子どもを生子、育てる者の経済的負担の軽減については、国の役割が基本であるとの認識の下に、国に対し必要な措置を要請し、又は協力を求めるとともに、国及び市町村との適切な役割分担の下に、県の特性に応じた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 子育て等の支援に関する意識の醸成等

(普及啓発等)

第30条 県は、県民、事業者等の子育て支援・少子化対策に対する理解が深まり、並びに子どもの成長及び子育てを支援する気運が醸成されるよう市町村、関係機関等と連携し、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(とやま県民家庭の日)

第31条 社会全体で子どもの心身ともに健やかな成長を支援するとともに、家族と触れ合い、家族のきずなを深めるための取組の推進を図るため、とやま県民家庭の日を設ける。

2 とやま県民家庭の日は、毎月の第3日曜日とする。

3 県は、とやま県民家庭の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

第5章 富山県子育て支援・少子化対策県民会議

(設置及び所掌事務)

第32条 子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議するため、富山県子育て支援・少子化対策県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。

2 県民会議は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べるものとする。

- (1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援・少子化対策の推進に関する重要事項

(組織等)

第33条 県民会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、子育て支援・少子化対策に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 県民会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

第6章 財政措置等

(財政上の措置等)

第34条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第35条 知事は、子育て支援・少子化対策に関し顕著な功績のあったもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

(規則への委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

